

名古屋市立平針北小学校PTA規約細則

第1章 役員

- 第1条 会長の選出は、役員会によって推薦委員会を設け、候補者を推薦する。
そして、新年度の全委員会に報告し、総会で承認を得る。

第2章 委員

第2条 委員の選出

1. 学年委員 1クラスの場合3名、2クラス以上の場合6名
 - ・ 全会員への活動希望調査に基づいて、各学年ごとに選出する。
 - ・ 在学年は2月の学級懇談会の折に、学年委員を選出し承認する。
 - ・ 新一年生は4月の学級懇談会の折に、学年委員を選出し承認する。
 - ・ 特別支援学級については必要に応じて選出する。
 - ・ 学年委員に欠員が生じた場合は、必要に応じて補充する。補充は学年委員選出の手続きに準じて行う。
2. ただし、1項について役員会が必要と認めた場合、変更することができる。

第3条 専門委員会として次の委員会をおく。

- | | |
|---------|-------------|
| 成人教育委員会 | 各学年より委員1名以上 |
| 広報委員会 | 各学年より委員1名以上 |
| 校外委員会 | 各学年より委員1名以上 |
- 各委員会には顧問教職員をおくことができる。

第3章 集会

- 第4条 学級集会は、学年委員と担任教師の協力によって運営する。必要に応じて学年集会を開く。

- 第5条 地域集会は、地域と学校との緊密な連絡をはかるため適宜開く。

第4章 部・サークル

- 第6条 PTA会員5名以上の要望があれば、全委員会に対し、部・サークルの新設を申請することができる。ただし、常時活動するPTA会員が5名以上在籍し活動が継続的であること、並びに、その活動が自主的かつ積極的でPTA会員相互の親睦を図るとともにPTA活動の目的に寄与するものであることを要件とする。

- 第7条 部・サークルの新設・休止・廃止については、全委員会の承認もしくは議決によるものとする。

第5章 会計

第8条 この会の会費は、1世帯月額200円とする。4・5・6月の3か月分は6月に、8・9月分の2か月分は9月に徴収する。転出入の場合は、該当月に1日でも在籍していたら、その月分を徴収する。いったん徴収した会費は返還しない。

付 則 本会則は平成元年5月2日より実施する。

平成 元年 5月 2日	一部改正実施
平成 2年 4月26日	一部改正実施
平成 3年 4月 1日	一部改正実施
平成 4年12月 4日	一部改正実施
平成 7年 5月 2日	一部改正実施
平成10年 4月30日	一部改正実施
平成12年 5月 2日	一部改正実施
平成13年 4月23日	一部改正実施
平成14年 4月 1日	一部改正実施
平成15年 2月22日	一部改正実施
平成15年 4月 1日	一部改正実施
平成18年 4月 1日	一部改正実施
平成20年 4月 1日	一部改正実施
平成22年 4月 1日	一部改正実施
平成23年 4月 1日	一部改正実施
平成24年12月 1日	一部改正実施
平成28年12月 1日	一部改正実施
令和 2年11月 1日	一部改正実施
令和 3年 4月 1日	一部改正実施